

長野県大学職場一般吹奏楽連盟会員主催演奏会支援事業に関する事務取扱細則

令和4年4月2日施行

- 1 長野県大学職場一般吹奏楽連盟（以下、「当連盟」という。）が行う会員主催演奏会支援事業（以下、「当事業」という。）に関して必要な事務処理事項はこの細則の定めるところによる。
- 2 当事業は、所定の期間に会員が主催して実施した演奏会事業のうち助成申請されたものを対象に、その実施状況を審査して対象を決定し、助成金を給付する。
なお、当事業は新型コロナウイルス感染症が収束するなど落ち着くまでの当面の期間において1年度ごとの実施とし、申請受付対象年度の演奏会事業に対して翌年度の予算により助成金を支出する。
- 3 当事業は、主催者が次に掲げるものの一に該当する演奏会事業を対象とする。
 - (1) 申請時点における当連盟の会員。
 - (2) 当連盟の会員に内部組織を有する場合の当該内部組織。
なお、ここでいう内部組織とは、学校において活動が認められた課外活動団体や会員の組織員が会員内で個別に活動するために組織しているグループ等をいう。
- 4 当事業の対象として助成申請できる演奏会事業は、実施状況及び実施時期が次に掲げるすべてを満たしているものであること。
 - (1) 事業が既に実施されていること。
なお、映像配信方式による演奏会も当事業の助成対象に含むものとする。
 - (2) 事業が申請受付対象年度の4月1日から翌年3月31日までの間に実施されたものであること。
- 5 当事業において助成対象とする演奏会事業（以下、「対象事業」という。）は、前4条の各号を満たすものについて、後6条に基づく指針に基づき審査して決定する。
なお、対象事業は6月末日までに決定し、公表する。
- 6 対象事業は、以下の指針に基づいて当連盟理事会が決定する。
 - (1) 申請する前年度の4月1日から翌年3月31日までの間に実施された演奏会事業であること。
 - (2) 会員が主催している事業であること。
 - (3) 会員の内部組織が主催している場合は、主催者が会員の内部組織であることが確認できること。
 - (4) 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための措置が図られていること。
 - (5) 演奏会が確実に実施されたものであること。
 - (6) 1会員の上限を1年度につき1回とし、これを超えていないこと。
- 7 申請者は、別記様式（会員主催演奏会支援事業助成申請書）により、次の①から③（③は該当する会員のみ）の資料を添えて、事業を実施した後の4月1日から5月31日までの間に当連盟理事長へ申請するものとする。
 - ① 事業が実施されたことがわかる次の資料のいずれか
 - a. 施設使用料領収書や使用許可証の写し
 - b. 配布したチラシまたはプログラムの写し及び実施状況の写真
 - c. 映像配信方式の場合の配信URL
 - d. その他の資料（aからcの資料が無い場合）
 - ② 演奏会の開催にあたり講じた新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の措置に関する説明書（利用施設のガイドラインに従った場合はその旨、自主的な対応がある場合は実施した事項、映像配信方式で実施した場合は実施方式そのもの等の簡単な説明。）
 - ③ 会員の内部組織が主催者である場合は会員と内部組織との関係説明書（内部組織の規約、団体代表者による関係証明書等のいずれか。）
- 8 対象事業への助成金給付額は、以下の指針に基づいて当連盟理事会が決定する。
 - (1) 対象事業1件への助成金給付額は、前6条で決定した助成件数に基づき全体の予算上限の範囲内で配分する。

- (2) 対象事業1件への助成金給付額は50,000円を上限とすること。
 - (3) 対象事業として決定した事業への助成金給付額の合計は300,000円以下とする。
(単年度における給付額全体の予算上限を300,000円とする。)
- 9 対象事業の決定と助成金給付額に関する決定結果については申請者へ通知する。また、対象事業とならなかった事業については、その旨を申請者へ通知する。
- 10 次の場合、理事会は対象事業の決定及び助成金給付額の決定を取り消すことができる。
- (1) 提出された応募書類及び添付書類に明らかな虚偽が認められた場合。
 - (2) 実施した事業に違法又は著しく公益を害する等、当連盟が不相当と認める行為が認められた場合。
- 11 前10条の決定取り消しの決定結果については、当該事業の応募者へ通知する。
- 12 助成金の給付は、助成金給付額に関する決定を通知した後、申請者へ交付する。
- 13 前11条の通知を受けた者において、既に当該事業に対する助成金の給付が完了している場合には、すみやかに給付されている助成金の全額を返還しなければならない。
- 14 この細則に定めのない細目については、当連盟理事長の判断に従うものとする。

附則 1) この細則は令和4年4月2日から施行し、令和4年4月1日に遡って適用する。

(別記様式)

会員主催演奏会支援事業助成申請書

令和 年 月 日

長野県大学職場一般吹奏楽連盟理事長 様

申請者

団体名・学校名

代表者

または顧問氏名

印

連絡先

住所

電話番号

メールアドレス

担当者名

令和 年 4 月 1 日から令和 年 3 月 31 日の期間に主催演奏会を開催したので、会員主催演奏会支援事業による助成について下記のとおり申請します。

記

1 事業（演奏会）の名称

2 主催者

3 開催日時または期間

令和 年 月 日 ()

時 分

から

令和 年 月 日 ()

時 分

まで

4 開催方式（下記の該当する□を選択（複数選択可））

文化施設での演奏（有観客）

地域コミュニティ施設での演奏（有観客）

文化施設での演奏（無観客）

地域コミュニティ施設での演奏（無観客）

映像配信方式

その他 ()

5 開催会場または配信媒体

6 添付資料

1) 事業が実施されたことがわかる資料（下記の該当する□を選択（複数選択可））

施設使用料領収書の写し

施設許可証の写し

配布したチラシの写し及び実施状況の写真

配布したプログラム及び実施状況の写真

映像配信したURL ()

その他の資料（ ）

2) 演奏会の開催にあたり講じた新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の措置に関する説明書（下記の該当するを選択（複数選択可））

- 利用施設のガイドラインに従った
- 演奏会当日まで参加者の健康管理を徹底した
- 入場者の手指消毒とマスク着用を徹底した
- 感染拡大防止に有効な演奏者相互の離隔距離を確保した
- 感染拡大防止に有効な観客相互の離隔距離を確保した
- 映像配信方式で実施した
- その他（ ）

3) 主催者が会員の内部組織である場合の会員と内部組織との関係説明書（提出が必要な場合のみ下記の該当するを選択（複数選択可））

- 規約
- 会員代表者（団体にあつては代表者、学校にあつては学校長（顧問））の関係証明書
- その他（ ）

7 助成金振込先

金融機関名	銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・農業協同組合
支店名	本店・支店・支所・出張所
預金種別	※普通・当座のいずれか
口座番号	
（フリガナ）	※フリガナは必ず記載
口座名義人	

※ゆうちょ銀行の場合は下記についても記載

記号

番号